

本庄市の公共工事で発生する建設発生土の民間受入地公募要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県本庄市が発注する公共工事の建設発生土（以下「建設発生土」という。）について、資源の有効活用やコスト縮減を図る観点から、民間建設工事等へ適切で安全に搬出するために、受け入れを希望する者を公募する場合の手続等を定め、公共工事の円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

(申込者の要件)

第2条 申込者は、次の各号に定める要件を満たしていること。

（１）建設発生土を受け入れることができる土地を所有している者又は土地を所有している者から受け入れについて同意を得ている者。

（２）暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者でない者。

(受入地の条件)

第3条 受入地は、次の各号に定める条件を満たしていること。

（１）建設発生土の受け入れまでに、必要となる関係法令等の手続が完了している土地又は完了する見込みがある土地であること。

（２）廃棄物が不法に投棄されていない土地であること。

（３）受入地に至る道路が、周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことがなく、安全に通行ができるような、概ね5メートル以上の幅員が連続して幹線道路まで確保されている土地であること。

（４）概ね500立方メートル以上の土量が受け入れられる土地であること。

（５）建設発生土の搬出は、積込み、運搬、荷下ろしまでを公共工事施工者が行い、受入地の造成（転圧、敷均し等）など、必要な経費は申込者の負担とする。

(受入希望者の申し込み手続き)

第4条 建設発生土の受入希望者は、建設発生土受入希望（変更）申込書（様式1）に次の書類を添付し本庄市長に提出しなければならない。また、受入希望（変更）申込書の記載事項に変更が生じた場合、変更事項を記入した受入希望（変更）申込書（様式1）を提出しなければならない。なお、添付図書は変更事項に関連する書類とする。

（１）受入地の土地登記事項証明書（写し、発行後3月以内のもの）

（２）申込者が個人の場合、住民票（写し、発行後3月以内のものでマイナンバーの記載のないもの）

（３）申込者が法人である場合、履歴事項全部証明書の写し（発行後3月以内のもの。）

(4) 受入地の受け入れに関して妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面

(5) 土地の位置を示す図面

(6) 土地の区域を示す図面

(7) 受入地の標準断面図

(8) 隣接土地所有者の同意書、承諾書（任意書式）

(9) 建設発生土の受入地所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

(10) 境界確定書又は境界が確認できる図面

(11) 受入に際し、費用が発生する場合は、受入単価等を記入すること。

(申込者の遵守事項)

第5条 建設発生土の受け入れについて、次の各号について遵守すること。

(1) 建設発生土は発生した状態で受け入れるものとし、通常の建設発生土処理工程以外の分別等の作業を求めないこと。

(2) 建設発生土の運搬において騒音・振動・道路の汚損等により苦情が発生した場合は、申込者と市及び公共工事施工者が協力し理解を得ること。なお、理解が得られない場合は建設発生土の搬入を中止する場合もある。

(3) 建設発生土の搬出は、積込み、運搬、荷下ろしまでとし、受入地の造成（転圧、敷均し等）など受入地において必要な費用は申込者の負担とする。ただし、これによりがたい場合は別途、受入協議書（様式6）により合意したものに限るものとする。

(4) 建設発生土の搬入時期については、公共工事施工者の工程の搬出に併せた受け入れが可能であること。

(5) 希望する建設発生土の受入量は最大希望量とし、その範囲内であれば受け入れ可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。

(6) 受け入れた建設発生土を転売などの営利目的としないこと。

(7) 建設発生土受け入れ完了後は申込者において、その土地を適正に管理すること。

(8) 国、県及び市の指導や関係する法令を遵守し、不誠実な行為をしないこと。

(建設発生土の発生場所等)

第6条 建設発生土の発生場所等は次のとおりとする。

(1) 発生場所は、本庄市に関連する公共工事を対象としているため、市内及び隣接地域となる。

(2) 建設発生土の予定量及び発生期間は、公共工事の内容によって異なる。

(3) 建設発生土の状態（土質等）は、発生場所によって異なる。

(4) 建設発生土は礫の大きさや土質ごとに分別した上で搬出はできないため、残土搬出完了後の苦情は受け付けない。

(5) 一の公共工事において500立方メートル以上の建設発生土を搬出する場合においては、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第6

4号)第15条第1項に定める土壤汚染調査を市の負担で行う。

(受入候補者の登録)

第7条 市長は、受入希望申込書を受付後、申込者の要件及び受入地の条件の審査及び受入地を申込者立会いのもと現地調査を行い、建設発生土が発生する公共工事ごとに、受入地までの運搬費用等考慮し受入候補者を決定し、台帳に登録するものとし、また、受入候補者は受入誓約書(様式2)を提出する。

(受入候補者の登録及び不登録通知)

第8条 市長は、前条の受入候補者の決定をしたときは、受入候補者登録(不登録)通知(様式3)により通知する。なお、受入候補者の登録通知を受けた者は、関係法令の許認可等の許可書等の写しを市長に提出しなければならない。

(受入者の決定)

第9条 市長は、受入希望地の受入期間、搬出土砂の状態、運搬経路、関係法令の許可等の確認及び第2条、第3条の再確認を行い、関係機関との調整が図れた受入希望地について、総合的に判断し受入者を決定する。

(受入者の決定通知)

第10条 市長は、前条の受入者の決定をしたときは、受入者決定通知書(様式4-1)により通知する。

(建設発生土の搬入通知)

第11条 建設発生土を搬出する工事の担当課長は、一つの公共工事ごとに建設発生土の搬入通知書(様式4-2)により通知する。

(受入候補者の取り消し)

第12条 受入候補者は、受入地の状況等により建設発生土がなくなっただけの場合は、登録取消願(様式5)を提出するものとし、市長は受理後、登録を取り消す。

(受入者の取り消し)

第13条 受入者決定後に次の各号の事項が確認された場合、受入者の決定を取り消し、搬入途中においてもそれ以降の搬入は行わない。

- (1) 第2条及び第3条に定める要件等を満たしていないことが認められた場合。
- (2) 当初計画と異なった受入状況が認められた場合。
- (3) 受入誓約書に記載された事項を履行していないと認められた場合。

(登録、受入決定中の変更等)

第 14 条 登録、受入決定中において、面積、受入建設発生土量等に著しい変更等が生じ、おそれのあるときは、受入者はあらかじめ市長に受入協議書（様式 6）を提出し、承諾を得なければならない。

(完了の通知)

第 15 条 建設発生土を搬出する工事の担当課長は、公共工事ごとに建設発生土の搬出が完了した時点で、受入者に搬出完了通知書（様式 7）を通知するものとする。

(建設発生土搬入完了確認書)

第 16 条 受入者は、前条の通知を受理した日から 14 日以内に、搬入した公共工事請負業者へ建設発生土搬入完了確認書（様式 8）を提出するものとする。

(公募に要した費用等)

第 17 条 公募に当たり、申込書等の作成等に要した費用等は、受入者の負担とする。

(公募の実施期間)

第 18 条 公募の実施期間は随時とする。ただし、受入希望（変更）申込書を提出した年度に、建設発生土が発生する公共工事が実施されない場合などは、受入候補者の登録のみとする。

(その他)

第 19 条 提出された受入希望申込書は返却しないが、2 部提出された場合は 1 部を返却する。

2 この要領に定めのない事項については、その都度、受入候補者等と市長が協議の上決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。